

戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護
年金の支給、療養の給付等の援護を行う
こと

(施策番号Ⅷ-3-1)

添付資料

測定指標1:

援護年金及び弔慰金について、請求の受付後6ヵ月以内に裁定を行った件数の割合

1 概要

受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、援護年金及び弔慰金の裁定を迅速に行うことが重要である。事務処理期間の目標を設けることにより、迅速な裁定を担保する。

2 手続きの流れ(弔慰金の例)

- (1) 請求者が住所地の市区町村で請求し、住所地の都道府県等を経由し厚生労働省に送付
- (2) 厚生労働省において審査・裁定
- (3) 厚生労働省が財務省に国債の発行請求
- (4) 国債を日本銀行から市区町村経由で請求者に交付

3 裁定に時間を要する理由

- ・申請窓口となる市区町村から裁定庁(国)に申請書が到達するまでに、住所地の都道府県及び所管都道府県を経由することから、一定の期間が必要。
- ・請求者の高齢化や戦後73年を迎えることから、戦没者の身分、遺族状況の確認のため裁定に必要な資料の種類が多く、その収集に時間を要している。

4 課題に対する取組

- ・障害年金受給者が死亡した際に、その遺族に対し請求案内を行っている。
- ・裁定に必要な調査に関する事務権限が都道府県に与えられてることを踏まえ、都道府県と連携し、迅速に裁定に必要な資料の収集を図っている。

5 測定指標(目標)達成状況

・平成25～28年度 ⇒ いずれの年度も達成

前年度の実績値以上を目標値として毎年度改善に努め、最終的に90%を超えることを目標としてきた結果、平成22年度に92.6%という実績値となったため、当該水準以上を目標値として設定

・平成29年度 ⇒ 達成(93.7%)

平成24年度から平成28年度の平均した処理状況が92%であることから、この水準以上を目標値とするため、93%と設定

測定指標2: 昭和館の入館者数

1 概要

より多くの方々が昭和館に来館することが、戦没者遺族が体験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代に伝えることにつながるため、入館者数を測定指標として設定し、前年度以上の入館者数を目標値とする。

2 昭和館について

- ・戦没者遺族に対する援護施策の一環として、戦没者遺族を始めとした国民が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成11年3月に開設した国立の施設。
- ・常設展示室における実物資料の展示等を行うとともに、特別企画展を毎年開催している。また、図書・映像・音響資料を収集し、これを閲覧に供している。

昭和館の様子



3 測定指標(目標)達成状況

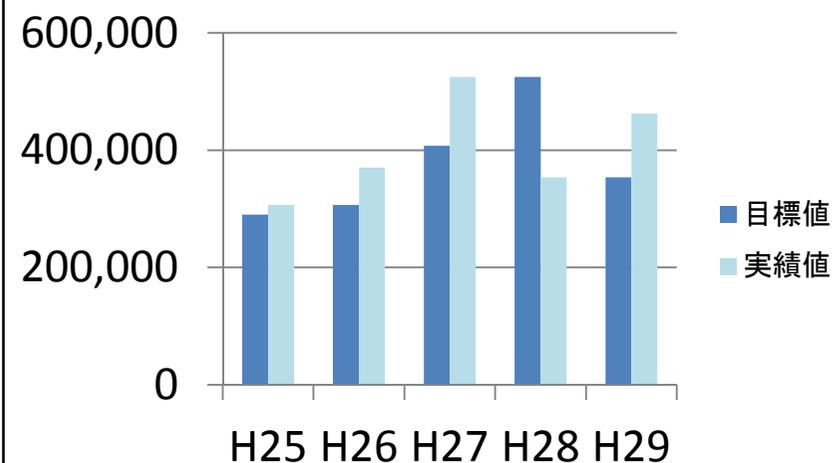
- ・平成25～28年度 ⇒ 平成28年度を除き達成

※平成27年度は、戦後70年にあたる年であり、関心の高まりから、入館者が前年度に比して大幅に増加した。

※平成28年度は、入館者が例年並みに落ち着いたことにより、「前年度以上」としている目標値に達することができなかった。

- ・平成29年度 ⇒ 達成

昭和館の入館者数の推移(目標値及び実績値)



測定指標3:しょうけい館入館者数

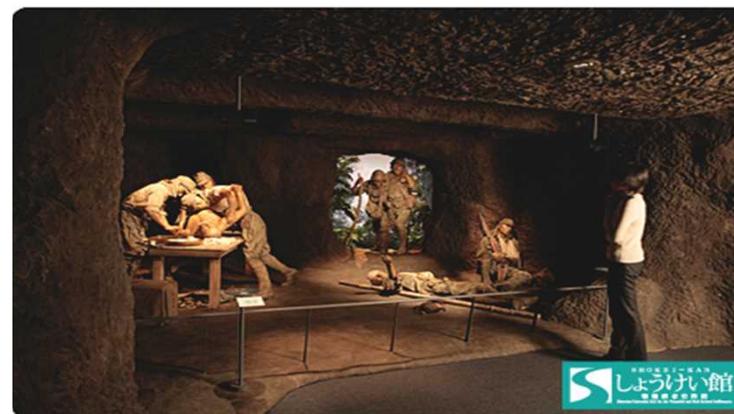
1 概要

より多くの方々がしょうけい館に来館することが、戦傷病者とその家族が戦中・戦後に体験した労苦を次世代に伝えることにつながるため、入館者数を測定指標として設定し、前年度以上の入館者数を目標値とする。

2 しょうけい館について

- ・戦傷病者及びその家族等が体験した戦中・戦後の労苦に係る資料及び情報を収集し、保存し、展示することにより、次世代の人々にその労苦を伝えていくために、厚生労働省が平成18年3月に設置。
- ・常設展示室における実物資料の展示等を行うとともに、企画展を毎年開催している。また、図書・映像・音響資料を収集し、これを閲覧に供している。

しょうけい館の様子



3 測定指標(目標)達成状況

・平成25～28年度

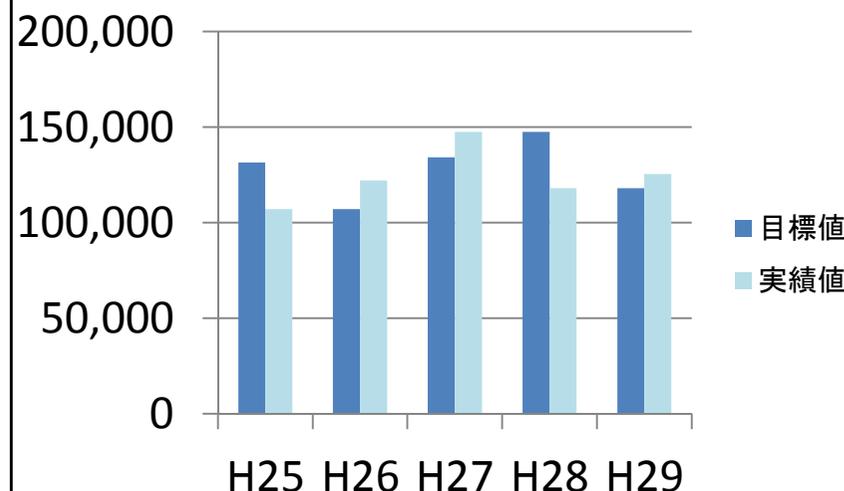
⇒ **平成26年度、平成27年度は達成**

※平成27年度は、戦後70年にあたる年であり、関心の高まりから、入館者が前年度に比して増加した。

※平成28年度は、入館者が例年並みに落ち着いたことにより、「前年度以上」としている目標値に達することができなかった。

・平成29年度 ⇒ **達成**

しょうけい館の入館者数の推移(目標値及び実績値)

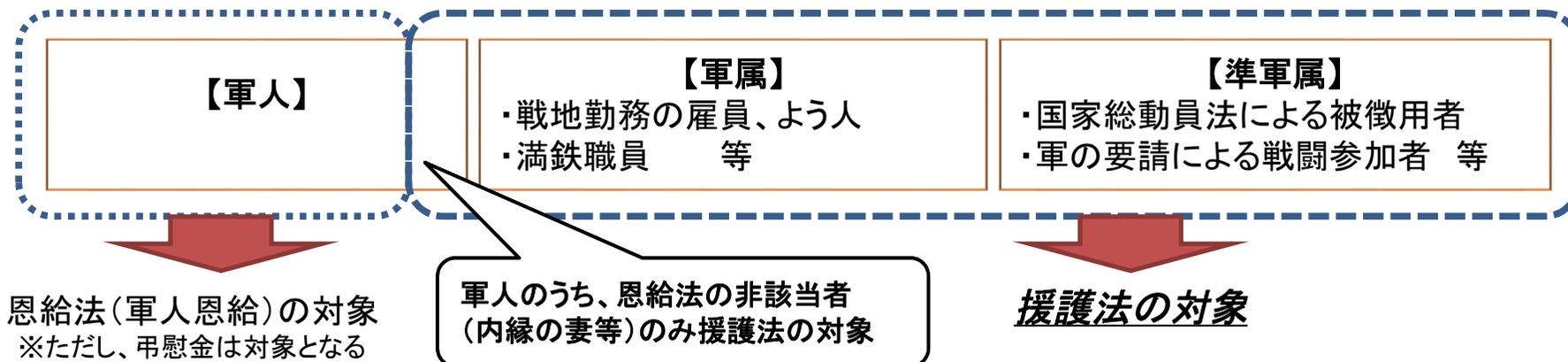


戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく支援について

目的

国と雇用関係又はこれに類似する特別の関係にあった者(軍人、軍属、準軍属)が、公務等により負傷・り病又は死亡したことに対し、国が国家補償の精神に基づき使用者の立場から補償。

対象者



給付内容

障害年金	障害の状態になった戦傷病者本人に給付 ※受給者数:933人(平均年齢87.9歳)	9,729,100円～743,000円 (障害の程度による)
遺族年金・遺族給与金	配偶者等の遺族に対して給付 ※受給者数:4,265人(平均年齢92.4歳)	1,966,800円～335,000円 (公務性の程度による)
弔慰金	配偶者等の遺族に対して給付(一時金) ※受給者数:2,085,228人(累計)	50,000円(一律)

※ 受給者数は、平成30年3月末現在